

## レンタルサービス約款

### 第1条(目的)

株式会社三城(以下「当社」といいます。)は、当社が定める世界ルーターサービス約款に基づいて利用契約(以下「利用契約」といいます。)を締結する契約者に対し、本レンタルサービス約款に基づいて、Wi-Fi 通信端末のレンタルサービス(以下「本レンタルサービス」といいます。)を提供します。

### 第2条(賃貸借)

当社は、契約者に対し当社指定 Wi-Fi 通信端末を賃貸し、契約者はこれを賃借します。

### 第3条(存続期間)

本レンタルサービスの存続期間は、利用契約と同一とします。

### 第4条(料金)

本レンタルサービスの料金は、利用契約の料金に含まれるものとします。

### 第5条(使用目的)

契約者は、当社が提供する Wi-Fi 通信端末を利用契約のためにのみ使用するものとします。

### 第6条(善管注意義務)

契約者は、当社が提供する Wi-Fi 通信端末を、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

### 第7条(譲渡、転貸、原状変更の禁止)

契約者は、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1)名義、形式の如何を問わず、本レンタルサービス約款に基づく地位・権利を第三者に譲渡すること
- (2)当社が提供する Wi-Fi 通信端末を第三者に転貸すること
- (3)当社が提供する Wi-Fi 通信端末に対して分解、改造等を行い原状を変更すること

### 第8条(契約の解除)

以下の各号に掲げる事由が契約者に存する場合、当社は、催告なく直ちに本レンタルサービス約款に基づく契約を解除することができるものとします。

- (1)本レンタルサービス約款に違反したとき
- (2)世界ルーターサービス約款に違反したとき

(3)世界ルーターサービス約款に基づいて、当社が解除権を有するとき

#### 第9条(返却、遅延損害金)

- 1.契約者は、当社に対し、本レンタルサービスの存続期間終了後5日以内にWi-Fi通信機器を返却するものとします。
- 2.契約者は、前項に定める期間内にWi-Fi通信端末の返却をしなかった場合、Wi-Fi通信機器の返却をした日まで、利用契約の回線維持料に相当する額の遅延損害金を当社に支払うものとします。なお、1ヶ月以内の日数が発生したときは、その端数を切り上げて1ヶ月とみなすものとし、日割計算は行いません。
- 3.Wi-Fi通信端末の返却先は当社が指定する通りとします。なお、返却に要する費用は契約者の負担とします。
- 4.契約者が、亡失等により、当社が提供するWi-Fi通信端末を返却することが不能になった場合、別途定める違約金を当社に支払うものとします。ただし、当該違約金の金額よりも実際に生じた損害額が大きい場合、当社は契約者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第10条(修繕等)

当社が提供するWi-Fi通信端末が故障または破損等したため、修繕が必要となった場合は、契約者は当社に連絡するものとし、当社にて修繕が必要と判断した場合は、当社に費用によって、申込時に指定された納品先へ交換機を送るものとします。

また、契約者は、交換機を受け取った後、修繕が必要と判断されたWi-Fi通信端末を契約者の費用によって、当社へ送るものとします。

なお、当社にて検証した結果、故意や過失による故障または破損等と診断した場合は、別途修繕にかかる費用を請求する場合があります。

#### 第11条(責任)

当社の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、契約者に対する損害賠償は当社のサービス利用料の範囲内で行うものとし、代替の通信手段の担保、当該代替通信手段の費用負担、逸失利益等の特別な損害、およびその他損害の賠償は、一切行わないものとします。

#### 第12条(約款の変更)

- 1.当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本レンタルサービス約款を変更することができます。本レンタルサービス約款の変更がなされた場合、本レンタルサービスの提供条件等は、当該変更後の本レンタルサービス約款の内容によります。
- 2.変更後の本レンタルサービス約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社の

ホームページ等、当社指定の掲載場所に表示した時点より、効力を生じるものとします。

#### 第 13 条(専属的合意管轄裁判所)

本レンタルサービス約款に起因又は関連する一切の紛争については、その訴額に応じて、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

付則 2022 年 1 月 31 日制定 本約款は、2022 年 2 月 1 日より有効となります。